自然の恵みをつなぐ
丸善製薬株式会社

人権方針

丸善製薬は、自然の恵みを、多様な手段によってお客様、社会、そして未来へとしっかりつなぐことで社会の発展に貢献します。

この実現のために「人権方針」を策定し、企業活動全体において、すべての「ひと」が生まれながらにして持つ基本的権利である人権を尊重し、永続的に実現していくための活動を推進してまいります。

1．基本的な考え方

丸善製薬は、国際人権章典（「世界人権宣言」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」）及び国際労働機関（ILO 宣言）を支持し、規定された人権を尊重しています。また、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、これに基づく取り組みの実行を通じて、人権尊重の責任を果たします。

2．人権尊重責務の実行

丸善製薬は、自らが人権侵害を引き起こさないよう努めます。また丸善製薬の事業活動において人権に対する負の影響が生じていることが判明した場合は、是正に向けて適切な対応をとり人権尊重の責任を果たします。

3．適用範囲

本方針は、丸善製薬の全ての役員と従業員に適用します。また丸善製薬の製品・サービスに関係する全てのビジネスパートナー及びサプライヤーに対して、本方針への理解と支持を求め、人権の尊重に努めて頂くよう働きかけていきます。

4．適用法令

丸善製薬は、事業活動を行う各国における法令および規制を遵守します。各国の法令および規制と国際的に認められた人権規範との間に矛盾がある場合は、国際的な人権規範を尊重する方法を追求していきます。

5．人権デューディリジェンスの実施

丸善製薬は、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。丸善製薬の事業活動が社会に与える人権への負の影響を特定し、その防止および軽減に取り組みます。

６．救済

丸善製薬の事業活動において人権への負の影響を引き起こしたことが明らかとなった場合、あるいは取引関係者などを通じた関与が明らかとなった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

７．対話・協議

丸善製薬は、本方針を実行する過程において、ステークホルダーや独立した外部専門識者との対話と協議を行います。

８．教育・研修

丸善製薬は、全ての役員と従業員に対し、本方針が丸善製薬の全ての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、適切な研修・教育を行います。

９．情報開示

丸善製薬は、人権尊重の取り組みおよび人権デューディリジェンスの進捗状況について報告します。

１０．担当責任者

丸善製薬は、本方針の実行に責任を持つ責任者を明確にし、実施状況を監督します。

制定：2022 年 2 月 9 日

代表取締役社長

日暮泰広